

身体拘束等の適正化の取り組みについて

平成 30 年度介護報酬改定に伴い、居住系サービス及び施設系サービスについては、身体拘束等の適正化の強化が求められ、身体拘束廃止未実施減算の新設及び見直しが行われました。

令和 6 年度介護報酬改定により、多機能系サービスについても新たに取組が義務化され、令和 7 年度から減算が適用されます。また、訪問系サービス、通所系サービス、居宅介護支援についても、身体的拘束等の原則禁止や記録に関する規定が新設されました。

【居住系、施設系、多機能系】

身体拘束の有無に関わらず、対象サービスの全事業所において、下記の取組が必要です。いずれか一つでも満たしていない場合は減算の対象となります。

○ 対象サービス（市指定分のみ記載）

- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・ 認知症対応型共同生活介護
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・ 小規模多機能型居宅介護 ※
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護 ※

※ 経過措置により、減算は令和 7 年 4 月 1 日から適用。

○ 取組の内容について

- 1 身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
⇒ 記録は 2 年間保存してください。

- 2 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
⇒ 対象者の有無に関わらず開催が必要です。

管理者及び従業者により構成するほか、第 3 者や専門家を活用することが望ましいです。（運営推進会議と一体的に設置・運営することが可能です。）

3 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

⇒ 指針には以下 7 項目を盛り込んでください。

- (1) 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- (2) 身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- (3) 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- (4) 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針
- (5) 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- (6) 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- (7) その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

4 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

⇒ 指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年 2 回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施してください。

○ 身体拘束廃止未実施減算について

身体拘束廃止未実施減算については、事業所において身体拘束等が行われていた場合ではなく、基準に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。

具体的には、記録を行っていない、身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催していない、身体拘束適正化のための指針を整備していない、身体的拘束適正化のための定期的な研修を実施していない等の事実を発見した場合、速やかに改善計画を提出した後、事実が生じた月から 3 月後に改善計画に基づく改善状況を報告することとなり、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。

注釈

- ・ 発見した日の属する月が「事実が生じた月」となる。
- ・ 改善が認められた日の属する月が「改善が認められた月」となる。
- ・ 事実が生じた月から最低 3 か月間は減算するということになる。

【訪問系、通所系、居宅介護支援】

運営基準に以下の規定が新設されました。

- ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

緊急やむを得ない場合の判断基準として、切迫性、非代替性、一時性の3要件を満たすことを組織として確認するなど、手続きを極めて慎重に行ってください。また、身体拘束を行った場合の記録については、2年間保存してください。